

明石市住民投票条例素案について【概要版】

明石市住民投票条例検討委員会の答申を踏まえ、別紙のとおり明石市住民投票条例（素案）を作成しました。

条例素案の主な内容（詳細は別紙「明石市住民投票条例（素案）」を参照）

項目	要 旨
住民投票に付することができる事項	<p>○住民投票に付することができる事項は、「将来にわたって明石市に重大な影響を及ぼすと考えられる事項」とします。</p> <p>○次の事項は対象外とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令の規定に基づいて住民投票を行うことができる事項 ・住民投票を行うことにより、特定の個人若しくは団体又は特定の地域の住民等の権利等を不当に侵害するおそれのある事項
投票資格者	<p>○住民投票の投票権を有する者（投票資格者）は、年齢満18年以上の日本国籍を有する者又は定住外国人で、その者に係る本市の住民票が作成された日から引き続き3月以上本市の住民基本台帳に記録されている者とします。</p> <p>○定住外国人とは、次のいずれかに該当する者をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者 ・出入国管理及び難民認定法別表第2の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者 ・出入国管理及び難民認定法別表第1及び別表第2の上欄の在留資格（永住者の在留資格を除く。）をもって在留する者であって、引き続き3年を超えて日本に住所を有することを確認できるもの
住民投票の請求手続等	<p>○投票資格者名簿に登録されている投票資格者は、その総数の8分の1以上の者の連署をもって、その代表者（請求代表者）から市長に対して、住民投票の実施を請求することができるものとします。</p>
住民投票の形式	<p>○住民投票は、二者択一で賛否を問う形式とします。</p> <p>○市長が必要と認めたときは、例外として、3以上の選択肢から一つを選択する形式によるものとします。</p>
住民投票の執行	<p>○市長は、住民投票の管理及び執行に関する事務を選挙管理委員会に委任することとします。</p>
投票資格者名簿への登録	<p>○選挙管理委員会は、毎年2月、5月、8月及び11月（登録月）の1日現在における投票資格者を当該登録月の2日に投票資格者名簿に登録することとします。（定時登録）</p> <p>○選挙管理委員会は、住民投票を行う場合においては、投票日の8日前の日（年齢については、投票日）現在における投票資格者を当該投票日の8日前の日に投票資格者名簿に登録することとします。（投票時登録）</p>

署名等の収集	<p>○請求代表者は、署名簿に実施請求書及び代表者証明書を添付して、投票資格者に対し、署名等（署名に併せて、署名年月日、住所及び生年月日を記載）を求めることとします。（押印は不要）</p> <p>○署名等の収集期間は、2か月以内とします。</p>
住民投票の実施	<p>○市長は、適正な請求があったときは、住民投票の実施を決定し、速やかにその旨を告示することとします。</p>
投票日	<p>○選挙管理委員会は、住民投票実施の告示日から30日を経過した日から90日を経過する日までの期間内において住民投票の期日（投票日）を定めることとします。</p> <p>○選挙管理委員会は、投票日を定めたときは、当該投票日を速やかに告示することとします。</p>
情報の提供	<p>○市長は、住民投票に付された事項につき投票資格者が適切な判断を行うために必要かつ十分な情報を、市広報紙への掲載その他適当な方法により、投票資格者に対して提供することとします。</p> <p>○市長は、情報の提供に当たっては、公平性・中立性に十分配慮し、投票結果に影響を与えないようにします。</p>
住民投票運動	<p>○住民投票運動は、自由とします。ただし、買収、脅迫等により投票資格者の自由な意思が拘束され、若しくは不当に干渉され、又は市民の平穏な生活環境が侵害されるものであってはならないこととします。</p> <p>○住民投票運動の期限は、投票日の前日までとします。</p>
再請求等の制限期間	<p>○この条例による住民投票が実施された後2年間は、当該住民投票に付された事項と同一の事項又は同旨の事項について代表者証明書の交付申請を行うことができないようにします。</p>